

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

町田市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年３月町田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「第５５条」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第２号中「第５５条第１項」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第５５条第１項）」に改め、同条第３号中「第５５条第２項第１号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第４号中「法第５５条第２項第２号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

- （５）法第５５条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１６条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 市に住所を有する被保険者(法第55条(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。) (2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。))に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。))をした際市に住所を有していたもの</u> (3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していたもの <u>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</u>	(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 市に住所を有する被保険者(法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。) (2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。))に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。))をした際市に住所を有していたもの</u> (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していたもの